

**UNCITRAL 国際商事調停モデル法**  
(UNCITRAL Model Law on International Commercial Conciliation)  
(2002年6月28日 UNCITRAL 総会第35会期にて採択)

三木浩一：訳

**第1条 適用範囲および定義**

- (1) この法律は、国際<sup>a</sup>商事<sup>b</sup>調停に適用する。
- (2) この法律において、「調停人」とは、場合に応じて、単独または二人以上の調停人をいう。
- (3) この法律において、「調停」とは、調停 (conciliation)、斡旋 (mediation)、または、その他の類似の意味を持つ表現によると否とを問わず、当事者が、単独または複数の第三者(「調停人」)に対し、契約またはその他の法律関係から生じた紛争またはこれと関連する紛争につき、その友好的な解決の試みに対して援助を求める手続きをいう。調停人は、当事者に対し、その紛争の解決を強制する権限を持たない。
- (4) 調停は、以下の場合に国際性を有する。
  - (a) 調停合意の当事者双方が、その合意の締結時において、互いに異なる国に営業所を有する場合、または、
  - (b) 当事者がその営業所を有する国と、
    - (i) 商事上の義務の主要な部分が履行されるべき国、もしくは、
    - (ii) 紛争の対象事項と最も密接な関連を有する国が、異なる場合。
- (5) 本条の適用において、
  - (a) 当事者が二以上の営業所を有する場合の営業所とは、調停合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。
  - (b) 当事者が営業所を有しないときは、その当事者の常居所によるものとする。
- (6) この法律は、当事者がその調停が国際的である旨を合意し、または、この法律の適用について合意したときは、一般の商事調停にも適用される。
- (7) 当事者は、この法律の適用を排除する旨を合意することができる。
- (8) 本条第(9)項に定める場合を除き、この法律は、調停実施の原因を問わず適用される。この調停実施の原因には、当事者間で紛争の発生前または発生後に結ばれた合意、法律によって定められた義務、または、裁判所、仲裁廷もしくは権限ある政府機関の指示または提案を含む。
- (9) この法律は、以下の場合には適用しない。
  - (a) 裁判官または仲裁人による、裁判または仲裁の手続中における和解の試み、および、
  - (b) [...]。

**【注】**

- a このモデル法を採用して国際調停のほか内国調停にもこれを適用しようとする国は、本条の文言に次の変更を加えることを検討してもよい。第1条第(1)項における「国際」を削除し、かつ、第1条第(4)項、第(5)項、および第(6)項を削除する。

- b 「商事」という語は、契約から生じるものであるか否かを問わず、商事性格を有するすべての関係から生じる事項を包含するよう、広く解釈されなければならない。商事性格を有する関係には、以下の諸取引を含むが、これらに限られるわけではない。物品または役務の提供または交換のための取引、販売契約、商事の代表または代理、ファクタリング、リース契約、土木建設、コンサルティング、エンジニアリング、ライセンス、投資、金融業務、銀行業務、保険、開発契約またはコンセッション、合併事業およびその他の形態の産業協力または事業協力、航空機・船舶・鉄道または道路による物品または旅客の運送。

## 第2条 解釈

- (1) この法律の解釈にあたっては、その国際的な起源、ならびに、その統一的な適用を促進する必要性および信義則の遵守に、配慮しなければならない。
- (2) この法律が定める事項であって、明示的に定められていない問題については、この法律の基礎にある一般原則に従って、解決されなければならない。

## 第3条 合意による変更

第2条および第6条第(3)項の規程を除き、当事者は、この法律のいかなる条文であっても、その適用の排除または変更を合意することができる。

## 第4条 調停手続の開始<sup>o</sup>

- (1) すでに生じている紛争に関する調停手続は、その紛争の当事者が調停手続に付託する旨の合意をした日に開始する。
- (2) 相手方に調停の申出をした当事者が、その申出を発送した日から30日以内またはその申出において定めたこれとは別の期間内にその申出に対する承諾を受領しないときは、調停の申出が拒絶されたものとみなすことができる。

### 【注】

- c 時効の停止についての規程を採用しようとする国には、以下の条文を推奨する。

#### 第X条 時効の停止

- (1) 調停手続が開始されたときは、調停の対象事項である請求につき、時効期間の進行は停止する。
- (2) 調停手続が和解合意によらずに終了したときは、時効期間は、調停が和解合意によらずに終了したその時点から再び進行する。

## 第5条 調停人の数および選任

- (1) 調停人は、当事者間に二人またはそれ以上の数の調停人とする旨の合意がある場合を除き、一人とする。
- (2) 当事者は、選任手続について別段の合意がある場合を除き、調停人の選任について合意に達するよう努力しなければならない。
- (3) 当事者は、調停人の選任に関して機関または個人に援助を求めることができる。とりわけ、
  - (a) 当事者の一方は、援助を求めた機関または個人に対して調停人としてふさわしい

人物を推薦することを要請することができる。

- (b) 当事者の双方は、援助を求めた機関または個人が一人または複数の調停人を直接選任する旨の合意をすることができる。
- (4) 調停人となるべき人物を推薦または選任するに際し、その機関または個人は、独立かつ不偏の調停人が確実に選任されるよう配慮しなければならない。また、状況に応じて、当事者の国籍以外の国籍を有する調停人を選任することの妥当性を考慮しなければならない。
- (5) 調停人としての選任の可能性に関して申し入れを受けた者は、自己の不偏性または独立性について正当な疑いを生じさせうるすべての事情を開示しなければならない。調停人は、自己のかかる事情をすでに当事者に告げている場合を除き、選任された後であって手続きが継続している間は、遅滞なくこれを当事者に開示しなければならない。

#### 第6条 調停の実施

- (1) 当事者は、調停規則の採用またはその他の方法により、調停手続の進め方を自由に合意することができる。
- (2) 調停手続の進め方について当事者間に合意がないときは、調停人は、当該事件の事情、当事者の希望および紛争の迅速な解決の要請を考慮して、みずから相当と判断する方法によって、調停手続を実施することができる。
- (3) 調停人は、いかなる場合でも、調停手続を実施するにあたり、当事者を公平に処遇することを維持するよう努めなければならない。その際には当該事件の事情を考慮しなければならない。
- (4) 調停人は、調停手続のいかなる段階においても、当該紛争の和解について提案をすることができる。

#### 第7条 調停人と当事者の連絡

調停人は、当事者双方と同時にまたは各自と個別に、面会しまたは連絡することができる。

#### 第8条 情報の開示

調停人は、当事者の一方から紛争に関する情報を受領したときは、当該調停における他のあらゆる当事者に対して、その情報の実質的な内容を開示することができる。ただし、当事者の一方が、とくに秘密保持を条件として調停人に情報を提供したときは、当該調停のいかなる当事者に対しても、その情報を開示することはできない。

#### 第9条 守秘義務

当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停手続についてのあらゆる情報は、その秘密が守られなければならない。ただし、法律の定めるところにより、または、和解合意の履行もしくは執行のために、開示が必要とされる場合は、この限りでない。

## 第10条 他の手続きにおける証拠の許容性

- (1) 調停手続の当事者、調停人、および調停手続の運営に関与した者を含むあらゆる第三者は、仲裁手続、訴訟手続、またはその他の同様の手続において、以下に掲げるものにつき、これらに依拠し、これらを証拠として提出し、またはこれらについて証言もしくは供述をしてはならない。
  - (a) 当事者が行った調停手続開始の申出または当事者が調停手続への参加を望んでいたという事実
  - (b) 当該紛争の和解案に関して当事者が調停手続において表明した意見または行った提案
  - (c) 調停手続の過程において当事者が行った陳述または自白
  - (d) 調停人が行った提案
  - (e) 調停人が提示した和解案につき、当事者がこれを受諾する意思を示したという事実
  - (f) もっぱら調停手続のために準備された書面
- (2) 本条第(1)項の規定は、同項各号に挙げられた情報または証拠につき、その形態に関わりなく適用される。
- (3) 仲裁廷、裁判所、または、その他の権限ある政府機関は、本条第(1)項に定める情報の開示を命じることができない。これらの情報が本条第(1)項に違反して証拠として提出されたときは、その証拠は許容性がないものとして取り扱われなければならない。ただし、これらの情報が、法律の定めるところによりまたは和解合意の履行もしくは執行のために必要とされる場合は、その限度において開示することまたは証拠として採用することができる。
- (4) 本条第(1)項、第(2)項および第(3)項の規定は、その仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続が、現在または過去における調停手続の対象事項たる紛争と関係するものであるか否かを問わず、適用される。
- (5) 本条第(1)項が制限する場合を除き、仲裁手続、訴訟手続またはその他の同様の手続において本来であれば許容性を有していた証拠は、調停で用いられたことのみをもって、証拠としての許容性を否定されることはない。

## 第11条 調停手続の終了

調停手続は、以下に定める日に終了する。

- (a) 当事者間で和解合意が締結された場合は、その合意の日。
- (b) 調停人が、当事者の意見を聴いた後に、調停についてこれ以上の努力することはもはや相当ではない旨を宣言した場合は、その宣言の日。
- (c) 当事者の全員が、調停人に対して調停手続を終了する旨の宣言をした場合は、その宣言の日。
- (d) 当事者の一人が、他の当事者および調停人が選任されているときはあわせて調停人に対し、調停手続を終了する旨を宣言した場合は、その宣言の日。

## 第12条 調停人による仲裁

当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停人は、現在もしくは過去における調停手続の対象事項たる紛争、または、同一の契約あるいは法律関係もしくは関連する契約あるいは法律関係から生じた別の紛争について、仲裁人として行動することはできない。

## 第13条 仲裁または訴訟の提起

調停合意をした当事者間において、一定の期間中または一定の条件が成就するまでの間、現在または将来の紛争について、仲裁手続または訴訟手続を開始しないことが明示的に合意されたときは、仲裁廷または裁判所は、その合意が遵守されている間はこれに従わなければならない。当事者の一方は、みずからの判断に従って自己の権利を保全するために必要があると認めたときに限り、これらの手続を開始することができる。このような手続の開始は、そのみでは調停合意の放棄または調停手続の終了とはみなされない。

## 第14条 和解合意の執行力<sup>d</sup>

当事者が、紛争について和解合意を締結したときは、その和解合意は、...の場合には、拘束力および執行力を有する。[立法をする国は、和解合意を執行する方法の詳細を挿入し、または、和解合意の執行を規律する条項を引用することができる。]

### 【注】

- d 和解合意の執行手続を設けるに際し、立法をする国は、その手続きを必要的なものとすることを検討することができる。